

美浜町農業委員会総会会議規則

平成 21 年 5 月 29 日
農業委員会告示第 3 号

(総則)

第 1 条 美浜町農業委員会(以下「委員会」という。)の総会の会議(以下「総会」という。)は、法令及び規程に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(招集)

第 2 条 総会は、会長が招集する。

2 総会は、会長が必要と認めるときに招集する。

3 会長は、次の各号のいずれかに該当するときには、遅滞なく総会を招集しなければならない。

(1) 在任委員の 3 分の 1 以上の者が書面で総会に付議すべき事項を示して総会を招集すべき旨を請求したとき。

(2) 町長が諮問したとき。

(総会の通知及び公示)

第 3 条 会長は、総会を招集しようとするときは、総会の日時、場所及び付議すべき事項を定め、これを全て委員に通知するとともに委員会の事務所に美浜町公告式条例(昭和 29 年美浜町条例第 2 号)の定めるところにより告示しなければならない。

2 前項の通知及び告示は、緊急やむを得ない場合を除き、総会の日前 3 日までにこれを行わなければならない。

(参集)

第 4 条 委員は、招集の当日定刻までに参集しなければならない。

(欠席の届出)

第 5 条 委員は、事故のため総会に出席できないときは当日の開議時刻までに会長に届けなければならない。

(議席)

第 6 条 委員の議席は会長が定める。

2 会長は、必要があると認めるときは総会の承認を経て議席を変更することができる。

3 議席には、番号及び氏名標をつけるものとする。

(議長)

第 7 条 会長は、総会の議長となる。

(総会の成立)

第 8 条 総会は、在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。ただし、農業委員会等に関する法律(昭和 26 年法律第 88 号。以下「法」という。)第 24 条第 1 項の規定により総会を開くことができなくなるときはこの限りではない。

(総会の開閉)

第 9 条 開会、休憩、延会又は閉会は、議長が宣告する。

2 議長が開会を宣言する前又は休憩、延会若しくは閉会を宣告した後、何人も議事について発言することができない。

3 開議時刻後相当の時間を経ても、なお出席委員が定数（在任委員の過半数）に達しないときは、議長は延会を宣告することができる。

(審議事項の制限)

第 10 条 総会は、第 3 条第 2 項の規定により通知及び告示した議案についてのみ審議することができる。但し第 15 条の規定に基づく動議についてはこの限りでない。

(議題の宣告)

第 11 条 議長は、事件を議題とするときは、その旨を宣告しなければならない。

(一括議題)

第 12 条 議長は必要があると認めるときは、2 件以上の事件を一括して議題とすることができる。ただし、異議のあるときは討論を用いないで総会に諮って決める。

(議案の説明)

第 13 条 総会において事件が議題となったときは、提案者はその趣旨を説明しなければならない。

(発言)

第 14 条 委員は、議題について自由に質疑又は意見を述べることができる。

2 総会の発言は、議長の許可を受けてしなければならない。

3 発言はすべて簡明にし、議題外にわたり又はその範囲を超えてはならない。

(動議)

第 15 条 この規則で特に定めた場合を除き、動議は 1 人以上の賛成者がなければ議題とすることができない。

(修正の動議)

第 16 条 修正の動議は、3 人以上の賛成者がなければ議題として審議することができない。

(先議動議の採択順序)

第 17 条 他の事件に先立って採択に付さなければならない動議が競合したときは、議長が採択の順序を決める。ただし、異議があるときは討論を用いないで総会に諮って決める。

(事件の撤回又は訂正及び動議の撤回)

第 18 条 総会の議題となった事件を撤回し、又は訂正しようとするとき及び総会の議題となった動議を撤回しようとするときは総会の承認を要する。

2 委員が提出した事件、及び動議で前項の承認を求めようとするときは提出者から請求しなければならない。

(議事参与の制限)

第 19 条 委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。

(議決の方法)

第 20 条 総会の議事は、出席委員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 採決のとき現に議場にいない委員は採決に加わることができない。

(採決の方法)

第 21 条 採決の方法は挙手による。ただし、議長が必要と認めるとき又は委員 5 人以上の要求があるときは投票の方法による。

(簡易採決)

第 22 条 議長は事件について前条の規定によるもののほか異議の有無を総会に諮ることができる。

2 異議がないと認めるときは、議長は可決の旨を宣告する。

3 議長の宣告に対し、出席委員の 5 分の 1 以上の者から異議があるときは議長は挙手又は投票の方法で採決しなければならない。

(議事録)

第 23 条 議事録には議事のほか、開会及び閉会の日時、出席、欠席の委員の番号及び氏名並びに議長において必要と認める事項を記載しなければならない。

2 議事録には、議長及び総会において定めた 2 人以上の委員が署名しなければならない。

(傍聴人の取締り)

第 24 条 次に掲げる者は、傍聴席に入ることを許されない。

(1) 凶器その他危険なものを持っている者

(2) 会議を乱し又は酩酊している者

第 25 条 傍聴人は次の事項を守らなければならない。

(1) 定められた場所以外に入らないこと

(2) つえ・旗・のぼり類を携帯しないこと

(3) 傍聴席にあつては静粛にし、議場における言論に対し拍手、その他喧騒にわたる行為をしないこと

(退場命令)

第 26 条 傍聴人がこの規則に違反し、傍聴席の秩序を乱す恐れがあるときは、議長は退場を命ずることができる。

2 傍聴人は、前項により退場を命ぜられたときは速やかに退場しなければならない。

(会議規則の疑義)

第 27 条 この規則の疑義は全て議長が決める。ただし、異議があるときは総会に諮って決める。

附 則

- 1 この規則は、昭和48年8月25日より施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年5月29日から施行する。